



写真：七尾百景プロジェクト

農地利用最適化への取り組み

平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、平成29年7月24日から農業委員19名に農地利用最適化推進委員22名の体制で活動してきました。

その後、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、農業委員会に対して「農地所有者等の意向把握」、「集落での話し合い」等農地利用の最適化の取り組みを行うことがより明確化・重点化されました。

これにより、農業委員及び農地利用最適化推進委員は日頃の活動に加え、農地利用最適化の取り組みに関わることが必須になりました。

そこで、農業委員会は市と連携し、「一人・農地プランの実質化」に向けて、策定が必要な地域の耕作者と担い手にアンケート調査を行い、その結果を基に話し合いに参加しています。5年後、10年後を考えながら農地を守り、農業ができる環境を皆様と一緒に考えて行きたいと思っております。

今後も順次各地域でアンケート調査や話し合いをしていきます。お住いの地域で実施された場合はご協力をお願いします。

現在、農業委員・農地利用最適化推進委員は7月23日で任期満了となるため、募集（二頁詳細記載）しています。年齢や男女に関係なく、農業委員会業務、農地の集積に関心がある方、農地に関する様々な相談や農業委員会業務に活動していただける方のご応募を願います。

農業委員・農地利用最適化推進委員募集

令和2年7月23日をもって任期満了となる農業委員・農地利用最適化推進委員を募集しています。農業に関心のある人はぜひご応募ください。

【農業委員】

■応募資格

農業に関する識見があり、農業委員会が所管する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人。

■業務

農地の権利移動の許認可や転用許可にかかる意見の決定。農業の担い手への農地集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消。農業者からの相談、助言など。

■募集人数 19人（男女問わず）

■任期 令和2年8月1日～

■報酬 市の規定により支給



【農地利用最適化推進委員】

■応募資格

農地利用の最適化推進に熱意と識見があり担当する区域内で推進活動ができる人。

■業務

農業委員と連携し、担当区域内の遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロールや農業の担い手への農地集積などの農地利用最適化の推進活動

■募集人数 22人（区域ごとに募集）

■任期 令和2年8月3日～

■報酬 市の規定により支給

【応募方法】

4月23日(木)までに農業委員は農林水産課に、農地利用最適化推進委員は農業委員会へ申し込み用紙を持参してください。受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

※所定の用紙はそれぞれの窓口配置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

問

農林水産課 ☎53-5010
七尾市農業委員会事務局

☎53-8440

人・農地プラン実質化に向けて

能登島野崎地区

3月8日に能登島野崎コミュニティセンターにて能登島野崎地区の生産組合長（野崎第1）兼野崎町農地保全会の代表小幡紀喜さん、生産組合長（野崎第2）兼農地利用最適化推進委員の村瀬峰行さん、野崎町会長高瀬亨さんと農業者5名、農地保全会の事務局員が人・農地プランの話し合いを行いました。

オブザーバーとして参加した市農林水産課職員から人・農地プランの概要説明と耕作者の利用意向アンケートの結果説明を受け、現在と10年後の耕作者年齢を表した状況を地図で確認しました。参加者からは「集落の農地を守っていくためには側溝や暗渠排水、道路等がしっかりとっていない」と今後、耕作が難しい、「圃場整備までに集落営農を立ち上げて農地を担っていきたい。」との話が



がでていました。参加した小幡さんは「今回の話し合いで若い人たちの意見を聞くことが出来て良かったと思います。これを機会に前進していきたいです。」と話してくれました。

今後は、地域での話し合いの結果を市が農業関係機関や農業者の代表などで構成する検討会で審査し、適当と判断されれば「実質化された人・農地プラン」として公表し、地域集落は実現に向けた取り組みを進めていくこととなります。

「地域一丸となって」

農事組合法人 SIMO陣屋 (下町)

農事組合法人の代表理事の佐々木芳晴さん、守友清蔵さん、叶田久雄さんにお話を伺いました。地域の農地を圃場整備したいと思い、平成24年12月に圃場整備することを決めました。当時の町の役員、生産組合長と農業者の7名が法人化して、農地を担うことも決めました。地元説明に回って得た同意は100%。下町ならではの人の柄や理解と協力があったからこそ成し遂げることが出来たことでした。



補助金などのメニューは市や県からの指導を受けるとともに、いしかわ農業総合支



守司さん、野見弘さん、叶田明弘さん、佐々木芳晴さん、叶田久雄さん、和泉隆夫さん、守友清蔵さん

援機構のコーディネーター派遣を利用して何度も指導を受け、35haの農地に必要なライスセンターの大きさや大型機械の大きさなど様々な悩みにアドバイスを頂きながら準備を進めました。平成30年2月に法人を設立。令和元年12月にはライスセンターが完成し、大型機械も購入しました。大型特殊免許も取得し、準備万端。ようやくスタートラインに立ちました。

令和3年で圃場整備が完了する予定です。土地改良した農地は勝手が違い、大型機械の操作に苦戦することもあると思いますが、協力して農地を管理することで良い環境を守り、後継者を育てながら次世代に繋いでいきたいと考えています。今後は大型の乾燥設備があるので他の地域の方が利用できるよう受け入れもしながら運営をしていきたいです。

令和2年春の農作業安全確認運動 「見直そう! 農業機械作業の安全対策」

春の耕起が始まりました。農業機械作業時の安全対策を見直し、日頃から注意を払い農作業に取り組みましょう!安全確認!安全第一!です!

乗用トラクターについて

- ・走行する場合は周囲の安全を確認しながら注意して走行しましょう。
- ・安全フレームやシートベルト等が設置されていない時は、追加装備や買い替え等が必要です。
- ・シートベルトやヘルメットを着用しましょう。
- ・農業機械の日常的・定期的な点検整備をしましょう。



ローター等を装着したまま公道走行が可能になりました!

一定の条件をした場合、公道での走行が可能です。まずは、灯火器類、作業機の幅、最高速度、運転免許などの確認をして基準を満たしているか確認をお願いします。詳しくはお近くの農機販売店や地方運輸局、地方農政局、(一社)日本農業機械工業会にご確認ください。

例えば灯火器なら

作業機を装着して灯火器が見えなくなる場合は増設が必要です。



水稲作一般の農作業受託料金

単位：円/10a当たり

作業別	個人農家			生産組織等		
	県	加賀	能登	県	加賀	能登
育苗(稚苗)	8,800	7,500	9,900	7,500	6,900	8,300
耕起から代かきまで	16,500	16,600	16,300	15,900	14,800	17,000
耕起	7,500	7,600	7,400	7,300	6,900	7,700
代かき	8,100	7,900	8,200	8,600	8,000	9,400
機械田植え(苗代別)	7,900	8,500	7,200	8,200	8,900	7,400
機械刈取(コンバイン)	20,000	20,500	19,500	20,100	20,400	19,700
刈取から乾燥・調整まで	34,200	33,700	34,900	32,100	29,600	34,600

※令和2年3月石川県農業会議所資料抜粋

七尾市賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃借料水準(10a当たり)は下記のとおりとなっております。

田(水稲)の部

単位：円(数)

地域名	平均値	最高額	最低額	データ数
旧七尾市	5,200	8,000	3,000	82
旧田鶴浜町	5,900	12,000	5,000	53
旧中島町	5,900	12,000	3,000	111
旧能登島町	—	—	—	—

畑の部

単位：円(数)

地域名	平均値	最高額	最低額	データ数
旧七尾市	8,400	10,000	4,000	18
旧田鶴浜町	—	—	—	—
旧中島町	5,000	8,000	2,200	5
旧能登島町	—	—	—	—

- ※1 農振農用地(青地)及び農振農用地外(白地)を合わせたデータです。
- ※2 物納支給(水稲)としている場合は、玄米30kg当たり6,000円に換算しています。
- ※3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※4 賃借料金の発生していないものについては含まれておりません。

全国農業新聞



を購読
しましょう!

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱい

- ◆発行日 毎週金曜日
- ◆購読料 一カ月700円 年額8,400円

編集後記

桜の開花とともに、農作業の準備でお忙しいことと存じます。

今年は新型コロナウイルスの影響で色々な催し事が自粛ムードとなっておりますが、健康に留意し秋の収穫に向け、元気に頑張っていきましょう。

委員も7月で任期満了となります。取材等にご協力くださいました皆様ありがとうございました。

編集委員会委員長 松本・委員一同

お問い合わせ、お申込みは農業委員会へ
☎ 53-8440 FAX 52-7765

農業委員会申請事務処理件数

平成31年1月～令和元年12月末

区分	件数	面積(m ²)
農地法3条(所有権及び利用権)	43	73,461.45
農業経営基盤強化法(利用権)	117	265,496.59
農地法第4条(農地転用)	5	2,846.00
農地法第5条(権利移動を伴う農地転用)	49	44,355.49

農業者年金受給権者の皆様へ

3月末をもって田鶴浜、中島、能登島地区行政サービスコーナーが廃止となりました。

行政サービスコーナー廃止に伴い、農業者年金現況届出は七尾市役所本庁2階農業委員会事務局まで提出をお願いします。

なお、現況届出以外のお手続きはこれまでどおり、能登わかば農業協同組合の各支店でお手続きできます。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

